

【2017. 6. 15 発信：VOL. 2】

VOL. 2 は、以下の内容でお届けします。

1. 新緑が目にしみます
2. 土地改良法等の一部を改正する法律案が成立しました
 - ・ 法案の概要
 - ・ 農水大臣及び政府に見解を求めました
3. ストレート通信（FAX 通信）を始めます
4. 進藤金日子（かねひこ）政経セミナーを開催します
5. 活動状況（別信）

VOL.1 をご覧になりたい方は、下記のバックナンバーをご覧ください。

[http://www.shindo-noson.jp/mailmagazine2/001ShindoMerumagaVOL1\(5.12\).pdf](http://www.shindo-noson.jp/mailmagazine2/001ShindoMerumagaVOL1(5.12).pdf)

=====

1. 新緑が目にしみます 参議院議員 進藤金日子（かねひこ）

若葉が薫る頃となりましたが、皆様いかがお過ごしですか。

新緑を目にすると、幼い頃田植えの手伝いをしていたふるさとの農村風景を思い出しますし、若葉の息吹を感じさせる植物の成長に負けないよう、更に成長するよう頑張らねばと思いをいたす今日この頃です。

国会も会期末までわずかとなり、法案審議等が目白押しの日程となってきました。私も参議院の本会議、各種の委員会に出席し、法案審議等に参加させて頂くとともに、朝早くから開催される自民党の各種の部会・委員会等に参加し、皆様から頂いているご意見・ご要望を参考にしながら積極的に発言させていただくなど、毎日元気に活動しています。

梅雨前線も南から北上し始めましたが、近年の気象状況は予測がつかない状態が続いています。今年の梅雨は、災害が少なく、農林水産業にとって恵みの雨となるよう期待しています。

=====

2. 土地改良法の一部等を改正する法律案が成立

農用地の利用集積の促進を図るため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業を円滑化する措置等を講じるための土地改良法一部改正法案が5月19日に成立しました。

（1）法案の概要

今回の主な改正点は、以下のとおりです。

ア. 農用地の利用集積の促進に関する措置

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設

イ. 防災及び減災対策の強化に関する措置

- 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設
- 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業にかかる手続きの簡素化
- 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け

ウ. 事業実施手続きの合理化に関する措置

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件（15人以上）の廃止
- 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新時業における手続きの簡素化
- 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置

(2) 農水大臣及び政府に見解を求めました。

私は、土地改良事業を円滑に推進し、農家・地域住民の皆様の営農意欲の増大や地域防災・減災に役立つ事業としていただく観点から、5月18日の参議院農林水産委員会において、農林水産大臣、政府当局に対し以下の点について見解を求めました。特に、事業の安定的実施に向けた予算の確保を強く要望するとともに、全国各地で技術者不足が深刻な問題となっていることから技術者確保について要望しました。

今後、具体的な事業実施要綱・要領等が制定され、事業が実施されていくこととなりますが、今後とも皆さんと協力しながら円滑に事業が実施できるように努めて参ります。

【農林水産大臣及び政府への質問骨子】

○今回の土地改良法改正に当たって、大臣から農業者に対して伝えたいメッセージ

○農地中間管理機構が賃貸借等を取得した農用地を対象とする農業者の申請によらない土地改良事業の創設に関して、

- ・本事業と従来実施の土地改良事業との公平性確保
- ・本事業の受益面積について、平場と中山間地域における規模要件設定の方向性
- ・農地中間管理権設定に当たって、従来の一般的な事務と本事業の実施を前提とした事務との間の具体的相違
- ・本事業については、従来と比較し量的にも質的にも業務が高度化することが見込まれるが、これらに対する制度的、予算的な措置の方向性
- ・国として本事業に関する都道府県の5カ年程度の中期的な実施方針の作成を求め、土地改良長期計画との整合等も踏まえ全国的な視点から本事業の偏在等を是正するなどの対策が必要と考えるがこれへの見解

○農業用排水施設の耐震化を目的とした農業者の申請によらない土地改良事業の創設に関して、国又は都道府県が土地改良長期計画との整合を図りつつ、緊急耐震工事計画の上位に位置づけるものとして5カ年程度の中期的な実施方針を作成すべきと考えるが政府の見解

○農用地や農業用排水施設に関して農業者の申請・同意や負担を要しない事業の創設により、これまで以上に土地改良予算を確保する必要があるが、従来の事業実施に要する予算と新たな制度に要する予算の両者を確保するに当たっての具体的な方針

○土地の共有者等の取扱いの見直しに関して、共有地の代表者を決める手続き

○土地改良施設の更新事業における手続の簡素化について、当該土地改良施設が有している本来の機能の維持を図るもので、かつ土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがない更新事業の手続が簡素化されることであるが、「本来の機能の維持」の範囲については、別途、ガイドライン等で関係者に周知する必要があると考えるが政府の見解

※質疑の詳細は参議院インターネット審議中継または参議院会議録を参照下さい。

審議中継 <http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

会議録 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kaigirok/kaigirok.htm>

=====

3. ストレート通信（FAX 通信）を始めます

進藤金日子の国政活動等をお知らせするために、皆様のお手元に直接 FAX でお便りを届けることとしました。

私の自筆で読みづらい点もあるかも知れませんが、私なりの素直な思いやお知らせしたいことを送信させていただきます。

御希望の方は支部事務所又は国会事務所まで御連絡頂けると幸いです。

=====

4. 進藤金日子（かねひこ）政経セミナーを開催します

6月26日（月）に、進藤金日子（かねひこ）政経セミナーを開催します。自由民主党農林・食料戦略調査会長西川公也衆議院議員を講師にお招きし、農業を巡る国際情勢を講演して頂くとともに、私の1年間の議員活動について報告することとしています。興味がある方は、参加頂けると幸いです。

○日時：平成29年6月26日（月）

第一部／研修会 17：00 開会 [受付 16：15～]

【講師】 衆議院議員 西川 公也 先生

【演題】「農業を巡る国際情勢について」

第二部／進藤 金日子（かねひこ）国政報告会 18：00 開会 [受付 17：00～]

○場所：ホテルメトロポリタン エドモント

〒102-8130 東京都千代田区飯田橋 3-10-8 TEL. 03-3237-1111

○会費：20,000 円

※この催しは政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。

参加を希望される方は、進藤金日子後援会事務所、または、国会事務所まで連絡頂けると幸いです。

〈後援会事務所〉

東京都港区新橋 6-9-2 新橋第1ビル5階A号室

☎ 03-6432-0996 Email takahashi@shindo-noson.jp

事務局：高橋

ご案内はこちらにもあります。

<http://www.shindo-noson.jp/pdf/Seminer20170626.pdf>

=====